

第6回世田谷区基本構想審議会 議事要旨

【日 時】 平成25年2月15日(金) 午後6時30分～午後9時25分

【場 所】 世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

【出席者】

- 委員 枝廣淳子、大杉覚、小林正美、竹田昌弘、永井多恵子、坂東眞理子、
宮台真司、森岡清志、森田明美、上野章子、宇田川國一、大森猛、永井ふみ、
松田洋、宮田春美、宮本恭子、風間ゆたか、上島よしもり、桜井純子、
高橋昭彦、田中優子、村田義則(以上22名)
- 区 保坂区長、板垣副区長、秋山副区長、田中基本構想・政策研究担当部長、
宮崎政策経営部長、岩本地域行政担当部長、望月基本構想・政策研究担当課
長、小田桐政策企画課長

【議事概要】

1 基本構想の検討について

(1) 前文について

- ・「単身世帯対策」という表現はわかりづらいため見直すこととする。
- ・「原子力発電所の事故」は「福島第一原子力発電所の事故」とし、「災害への日ごろの備えがいかに重要」の文章の前に「改めて」を追加する。
- ・「わたしたちは」という表現は残したままとする。
- ・このほか「最長で20年先までを想定」という表現については明確に期間を記載すべきかどうか、また、「かつてのような経済成長を前提とした社会はもはや望めません」には、「環境と資源の有限性」についても記載するのか、「もはや望めません」という表現が適切なのかについて意見があり、起草委員会で検討することとなった。

(2) 九つのビジョンについて

- ・「一、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする」において、「人と人とのつながりを何より大切」のうち「何より」は削除し、新旧住民差別の無い状況をめざすべきという意見がある一方で、居住年数により受けられる行政サービスもあるため、居住年数の記載の有無は起草委員会で議論することとなった。このほか、多様性のニュアンスを強調するために「男女が等しく」を「多様性を認め合い、だれもが等しく」という表現に修正するという意見があった。「だれでもいつでも」という表現について意見があった。
- ・「一、子育て家庭が住みたい自治体ナンバー1をめざす」において、「一体となって」は「柔軟に連携して」、「自治体ナンバー1」より「まちナンバー1」の方がよいという意見があった。また、ナンバー1の記載に「子ども若者が住みたいまち」という表現も追加した方がよいという意見があった。さらに、比較対象がわかりにくいなどから「ナンバー1」という表現が適切でないとする意見もあった。このほか、「学校任せにせず」ではなく、「学校の枠組みを超えて」という表現の方が望ましいという意見があった。
- ・「一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする」では、「シェアハウス」よりも「多様な住まい方」がよいとの意見もみられたが、「住まい方」は広辞苑に載

っていない表現であり、区民発表会の意見を重視し、このままとすることとなった。

- ・「一、しなやかな復元力を持つまちをつくる」では、「不燃化」に加えて「耐震化」を追記すべきとの意見があった。また、項目の名称に「復元力」だけでなく「防災力」も表現すべきであるとの意見があった。さらに、緊急避難道路について、定義の明確化が必要であるとの意見があった。
- ・「一、環境に配慮したまちづくりとライフスタイルを追求する」においては、「自転車の積極的な利用」から「自転車などの環境にやさしい交通手段」に変更する。
- ・「一、地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする」のうち、「商業、工業、農業」に加えて「サービス業」を追記し、「農地は重要です」から「農地も重要です」という表現に変更すべきとの意見があった。
- ・「一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する」では、「多くの著名人」については著名ではなくても、立派な人はたくさんおり、こうした表現は不要との意見があった。
- ・「一、より住みやすく歩いて楽しいまちにする」のうち、「まず駅周辺」とあるが「まず駅周辺」という表現に疑問があるとの意見があった。また、道路について、「商店街と文化施設を結ぶ道路」という限定的な表現に反対する意見があった。
- ・「一、ひとりでも多くの区民が主体的に区政や公の活動に参加する」において、「公の機関・組織は情報公開を徹底」については、公開できない情報もあることや、自治会などの小さい単位でもすべきなのかという意見もみられた。
- ・区庁舎の建替の問題は、防災のあり方を考えるだけでなく、行政の規模を考える上でも重要な問題であるため、行政のあり方に関する議論が必要という意見があった。
- ・全体的にシェアハウスやソーシャルネットワーキングサービスなどの具体的な表現は、基本構想の期間が終了する 20 年後には風化しているという意見もあった一方で、合意した時点で何を意図していたのかを明示した方がよいという意見があった。

(4) 世田谷区基本計画大綱たたき台(骨子)案

- ・大綱の中に、市民参加の仕組みや、その実現に向けた取り組みを明記した方がよいという意見、世田谷らしい住民参加のあり方を「(9)ひとりでも多くの区民が主体的に区政や公の活動に参加する」の中で例示するとともに、基本構想もこれにかかるように区民参加のあり方を加えて記載することとなった。
- ・「重点政策」は内容を絞って記載した方がよいという意見がある一方で、基本構想の九つのビジョンを基本計画でも踏襲する観点からは変更しない方がよいという意見もあった。このため、起草委員会で整理の方向性を議論することとなった。

(5) その他

- ・議論の時間をより確保する必要があるという意見があった。また同様の観点から、基本構想の議決の必要性について改めて検討すべきとの意見があった。
- ・審議会の時間内で意見を述べられなかったことは代案を示した上で、2月25日午前10時までには事務局に連絡することとなった。

2 その他

資料3～5および今後の日程について事務局より説明があった。